

「子どもたちの未来」

目次

1. 社会認識・理想社会像・問題意識
2. 現状分析
 - 2-1 児童虐待の概観
 - 2-2 児童虐待が子どもに及ぼす影響
 - 2-3 児童虐待の未然防止
 - 2-4 児童虐待発生時における対応
 - 2-5 被虐待児の社会的養護体制
3. 原因分析
 - 3-1 親が子どもに虐待を行う要因
 - 3-2 児童虐待の未然防止ができていない要因 (2-3 関連)
 - 3-3 人員不足 (2-4 関連)
 - 3-4 里親拡充ができない原因 (2-5 関連)
4. 政策
 - 4-1 育児プログラム「PPP」(3-1 関連)
 - 4-2 スクリーニング (3-2 関連)
 - 4-3 児童相談所職員の増員 (3-3 関連)
 - 4-4 里親拡充のための支援 (3-4 関連)

1. 社会認識・理想社会像・問題意識

現代の日本は成熟した社会である。

成熟の過程において、家族の核家族化が進行した。核家族とは、大家族のように一世帯に三世代以上の親類が同居している状態とは異なり、一世帯に親と子どものみが同居している家族である。太平洋戦争の終結後、戦前に存在した家父長制度が廃止され、女性に対しても財産が譲渡されるようになることで経済的に男性に依存する必要がなくなり、法的にも夫婦関係において夫と妻は平等な権利を有するようになったことになった。さらには工業化が進むにつれて、都市部における労働需要が増大したことで、子どもをもつ親世代は次第に都市部に流入していき、祖父母世代とは分かれて生活するようになった。

そのような背景の中で、核家族化が進行していった。

核家族化の影響として、子どもをもつ親への祖父母世代からの育児知識の伝達の減少が、

親の子育てに対する不安を増大させストレスへとつながっている。離れた場所に暮らしている祖父母世代と互いに居住空間を共有していないことから、子育てに対する不安はより大きくなる。

さらに、核家族化の進行によって、地域社会と家庭との関わりの希薄化が起こり、地域社会で子どもを育てる頻度が減ったこと、80年代から女性の社会進出が大きく進み育児にかけられる時間が減少したことの結果として各家庭の子育ての負担が増大している。

また、経済的な余裕をもつことで可能になったはずの核家族化は、一方で世帯の経済的な安定性を失わせ、バブル崩壊などを契機として特にひとり親世帯において経済的に困難な状況に陥る世帯が多く発生するようになった。

核家族化のみならず、出生率の低下からひとりっ子の割合が上昇し、親のストレスが直接的にひとり子どもに向かいやすくなった。

また、改正児童虐待防止法制定などの機会を経て、児童虐待に対する社会の関心が強くなっていった。

上記のような背景があり、通報件数から見受けられる虐待件数は過去20年間で約70倍になった。

私の理想社会像は「幸福追求をできる社会」である。

多種多様な幸福のありようが存在し、幸福追求のかたちもまた各人によって異なるものである。他者や社会に対して意図して危害や損害を与えない限り、各人はどのようなものを幸福として追求するも自由でなければならない。

幸福追求には主体性が必要である。

つまり、幸福追求とは各人が主体的に判断し選択した上で、行動している状態を指す。

主体的とは、自我が確立された上で自らの価値判断で選択している状態である。そして自我とは自己の存在に確信をもてることである。

しかしながら「親による子どもへの虐待」は、子どもが主体的な判断を行うことができなくさせる。

人は、子どもの頃にうまれて初めて深く関わる他者である親からの愛着を受け、自身の存在を肯定されることで、自我を得られる。

直接的な身体への暴力行為、ことばの暴力、あるいは育児放棄といったさまざまな虐待を受けた子どもの多くは、生まれて最初に深くかかわる他者である親からの承認が得られず、自身に対しての肯定感を得られないことで

人は、生まれて初めて深く関わる他者である親から愛着を受け、自身の存在を肯定されることで初めて、自我をえられる。自我をもつことができないと、自身で価値判断を下し行動することができなくなる。

つまり、虐待の影響を受けた子どもは主体的な行動、つまり幸福追求をできていないのである。

以上のことを鑑み、「親による子どもへの虐待」が私の問題意識である。

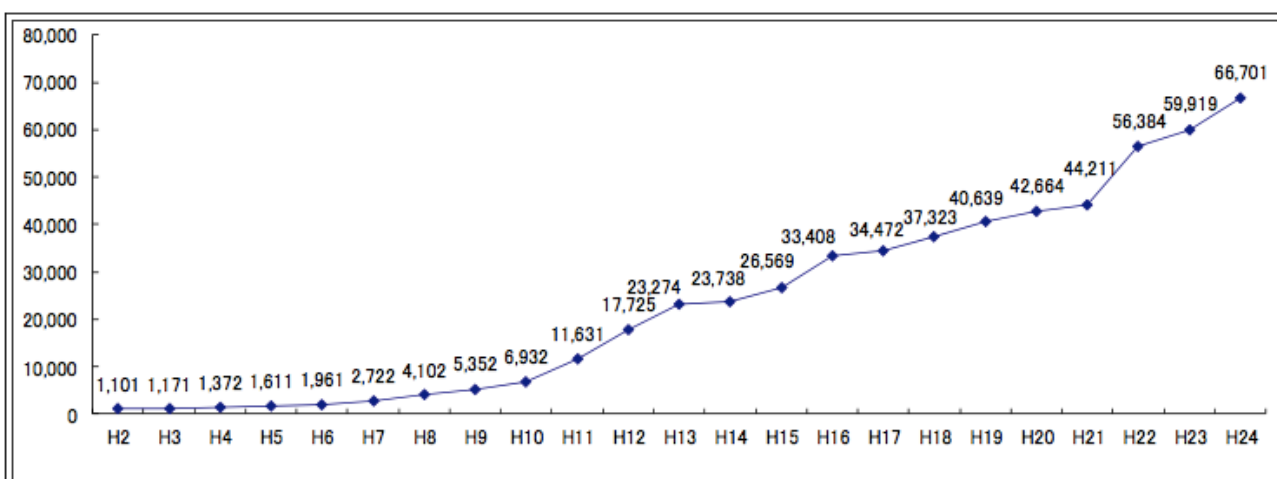
現状分析

2-1 児童虐待の概観

はじめに、児童虐待とは「保護者」によって、その監護する「18歳未満の児童」に対して行われる虐待行為のこと¹である。その行為の内実については後に記載する。

児童虐待件数の推移

児童相談所における児童虐待の対応件数の推移は以下のとおりである。



※平成 22 年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

(出典) 厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/about-01.pdf

(7/31 閲覧)

データに見受けられるように、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、例えば児童虐待防止法施行前の平成 11 年度と比較して 平成 24 年度は 5.7 倍

¹ この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。（以下省略）

にも増加している。

これは単に児童虐待の発生件数そのものが大きく増加したと見ることができるわけではない。

通報件数の上昇には、平成 12 年の防止法制定時に児童虐待の通告対象を、児童虐待を受けたと「思われる」²児童としたことで、現行法³よりもその範囲が拡大されたことや、マスコミによる報道の増加などによる児童虐待に対する社会の関心の高まりが寄与していると推定される。

児童虐待による子どもの死亡者数

次に、児童虐待による死亡事故の発生件数である。

	第1次報告 (H15.7.1～ H15.12.31)			第2次報告 (H16.1.1～ H16.12.31)			第3次報告 (H17.1.1～ H17.12.31)			第4次報告 (H18.1.1～ H18.12.31)			第5次報告 (H19.1.1～ H20.3.31)			第6次報告 (H20.4.1～ H21.3.31)			第7次報告 (H21.4.1～ H22.3.31)			第8次報告 (H22.4.1～ H23.3.31)			第9次報告 (H23.4.1～ H24.3.31)		
	虐待 死	心中	計	虐待 死	心中	計	虐待 死	心中	計	虐待 死	心中	計	虐待 死	心中	計	虐待 死	心中	計	虐待 死	心中	計	虐待 死	心中	計	虐待 死	心中	計
例数	24	—	24	48	5	53	51	19	70	52	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37	82	56	29	85
人数	25	—	25	50	8	58	56	30	86	61	65	126	78	64	142	67	61	128	49	39	88	51	47	98	58	41	99

(出典) 厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/about-01.pdf

(8/1 閲覧)

表に見られるように、平成 16 年度以降の報告では年間死亡件数は心中を含め 50～100 件となっている。

心中を除いても、死亡につながる重度の虐待から救い出せていない子どもの数が一定数いることを示している。

児童虐待の種類別分類

²児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。(児童虐待の防止等に関する法律 第 6 条)

³昭和 22 年制定の「児童福祉法」では、第二十五条において「虐待を発見した者は児童相談所などに通告する義務がある」とし、「発見」を通告の義務が発生する条件としていた。

児童虐待は、以下の4種類に分類される。

身体的虐待	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV） など

（出典）厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/about-01.pdf

（7/31 閲覧）

どこまでがしつけか。どこからが児童虐待なのか

児童虐待としつけとの間に具体的な事象について明確な線引きをすることは困難である。

しかし、子どもに与える影響の性質で区別することはできる。

しつけは、親が子どもに愛着を与え、信頼感を育みながら子どもの自立を促す性質のものであるのに対し、児童虐待は子どもに対し優位な立場にある親が一方的に支配し服従させようとしたりする中で信頼感を育むこと無く、自立を阻害する性質のものである。

児童虐待の種類別の発生割合

4種類の虐待の発生の割合は以下の通りである。

身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待
35.3%	2.2%	28.9%	33.6%

（出典）厚生労働省ホームページ「平成24年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数の内訳」

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/about.html

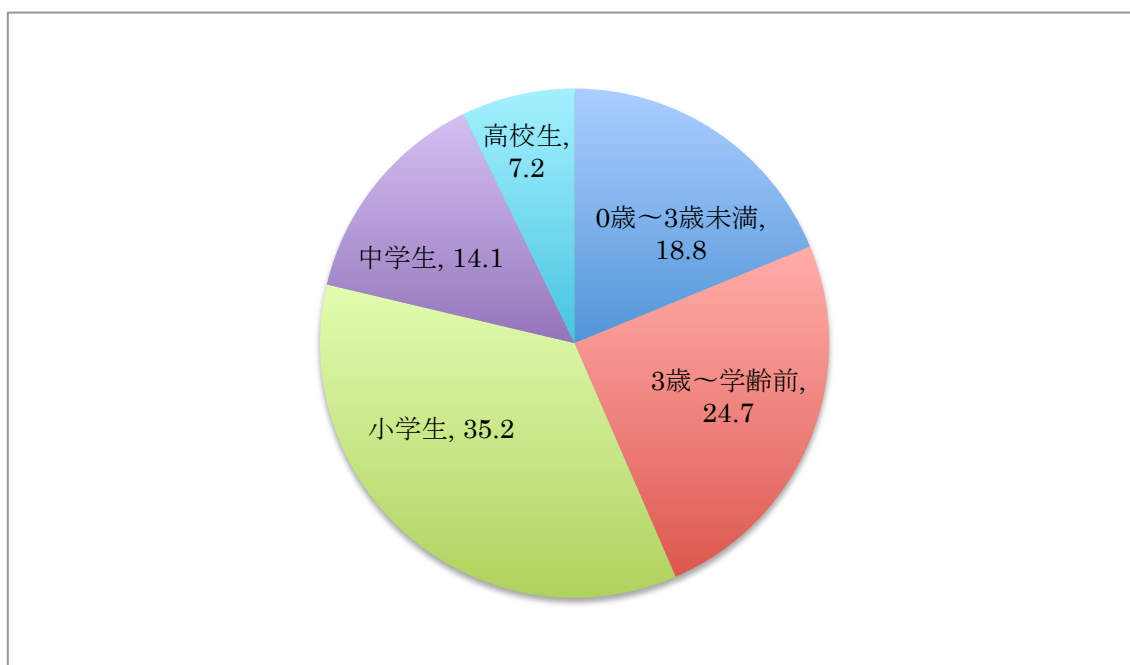
(8/1 閲覧)

図表に見られるように、性的虐待を除くとそれぞれ 30%前後となっている。

しかし、これらはすべて、子どもが自立していくための自我を形成するうえで大きな障害となるという点で性質に変わりはない。

被虐待児の年齢構成

虐待を受けた子どもの年齢構成は以下の通りである。



(参考) 厚生労働省ホームページ「平成 24 年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数の内訳」より作成

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/about.html

(8/1 閲覧)

図表から見られるように、全体の約 45%の児童虐待は子どもが小学校入学の前までに発生しており、自立し社会に出るために必要な愛着を受けられていない子どもがかなりの割合でいることがわかる。これについては後に 2-2 で詳述する。

2-2. 児童虐待が子どもに及ぼす影響

愛着障害

子どもは虐待を受けた際に愛着障害とよばれる障害を引き起こす。

愛着とは子どもが不安に駆られたときに、愛着者に対して特異的な反応を示す現象を指す。

乳幼児期の子どもは、不安になったときに次の3つの行動をとる。

第一に、「定位行動」で、子どもが愛着者の方をじっと見つめ、母親から離れていても絶えずそちらの方に目を向けている行動である。

第二に、「信号行動」で、愛着者の関心が自分に向けられていないとき、あるいは愛着者から話されたとき、さらに何か不安になったときなどに、愛着者に向かって鳴き声を上げ、愛着者の関心を自分の方に向ける行動である。

第三に、「接近行動」で、愛着者が離れようとするとき、あるいは愛着者から話されたとき、さらに愛着者から離れた状態で不安を覚えたときなどに、はいはいや歩み寄りによって愛着者への後追いをし、近づこうとする行動である。

これらの行動はすべて、愛着者が子どもに安心感を与えられている状態ではじめて実現するものである。

愛着者が子どもにとって誰であるのかは、子どもが世話を受けた時間の量や質、頻度といった要因によって決定される。実際に、乳児期の子どもは大人からのケアやその他の社会的な反応を引き出すようなシグナル行動と、さらにはそのケアが適切であったことに関してフィードバックを与えるようなシグナル行動を行う。例えば乳児は泣くことで大人からの応答を引き出し、微笑することで大人との接触を維持し延長しようとする。そのような自身のシグナルに対して適切かつ一貫して応答をしてもらえる特定の他者を選考性を示すようになるのである。

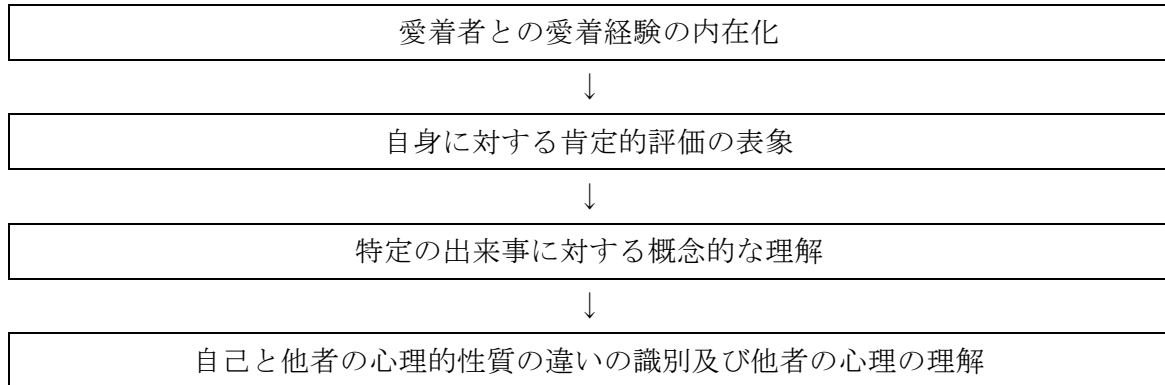
アメリカの心理学者であるメアリー・エインスワースによって、子どもにとって愛着者は、安全基地（security base、つまり例えるならば飛行機にとっての飛行場のようなもの）であると形容された。

愛着者が安定的な安全基地として機能することで、子どもは外界を探索し、認知能力や社会的能力を獲得していくことができる。

このことから、子どもが親などの特定の他者から愛着を得ることは、自身の価値性を

認められたと感じることで自我を形成するために必要不可欠であり、特定の他者との愛着の形成過程を経験することで他者が自分に対してどのように応答するかを期待するようになる。このことから愛着の形成は、子どもが対人関係における主観的な判断を行い、他者を信頼した上での対人関係を形成していくためにも必要であるといえる。

このメカニズムを図示すると以下ようになる。



(参考) 内的作業モデル

乳幼児期に、子どもが親やその代理人といった特定の他者（愛着者）から愛着が得られない場合、適切な人間関係をつくる能力の障害が生じる。これを反応性愛着障害とよぶ。

以下がこの反応性愛着障害によって引き起こされる主な症状である。

人間関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人を信頼しない ・ 人から情愛や愛情を受け入れず、自分も与えない ・ 倫理観の欠如から良心が育っていない ・ 見ず知らずの人に愛嬌を振りまき、まとわりつく ・ 平気で他虐行為を行う ・ 自分のまちがいや問題を人のせいにして責める ・ 不適當な感情反応を引き起こすので、同年配の友達ができない ・ 人の目を見ない、見られるのをいやがる ・ 他人の感情を把握できず、共感や同情ができない
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>身体面</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年齢相応な身体の発達が未熟で、小柄な子が多い ・ 痛みに対して忍耐強い ・ 触られるのを激しくいやがる ・ 自分に不注意で自傷的なので、けがをしやすい ・ 非衛生的になりがち
<p>道徳面・倫理観</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分を悪い子だと思っている ・ 愛することができないと思っている ・ 有名な悪人や犯罪者にあこがれる ・ 自画像をかかせると、悪魔の図をかく（アメリカの場合） ・ 後悔や自責の念がなく、自分を社会の規範の外にいる存在だと思っている
<p>感情面</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 孤独感、疎外感を持っている ・ 脳内の緊張が高く、いつもイライラしていて、抑制ができない ・ 一度泣き出したら、なかなか自分からは泣き止むことができない ・ かんしゃくをおこしやすい ・ 心から楽しんだり、喜んだりできない ・ 人からムラっ気があるとか、怒りっぽいと思われる ・ 生活パターンの変化に適応できず、パニックを起こしやすい ・ 未来に絶望を感じている
<p>行動面</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過度の刺激を求める ・ 愛そうとする親や権威のある人に攻撃的、挑発的である ・ 反社会的行動が目立つ ・ 破壊的行動をよくする ・ 衝動や欲求不満に自制がきかない ・ 自分のしたことに責任を持たず、他人に責任を転嫁する ・ 自虐的で、自傷行為をする ・ 他虐的で、動物や自分より弱いものに残酷である ・ 食べ物を隠してためる、暴食、過度の偏食、じっと座って食べられない ・ 多動である

思考面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分自身、人間関係、人生に否定的な考えを持っている ・ 自分に自身がない ・ 新しいことやリスクの多いことには挑戦できない ・ 年齢相応な考え方ができない ・ 忍耐力や集中力が低く、学習障害が起きることも・・・ ・ 因果関係がわからないため、常識が通用しない ・ パターンに固執し、柔軟な考え方ができない
-----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(参考文献) ヘネシー・澄子「子を愛せない母 母を拒否する子」

さらには愛着の形成に影響を受けた乳幼児は、たとえ十分な栄養が与えられたとしても、心身の発達の著しい遅れや、免疫機能の低下が生じ、死に至る場合もある。

上記において愛着障害の及ぼす影響を記載したが、虐待が子どもに及ぼす悪影響はこれに限らない。

虐待は、反応性愛着障害の他にも注意欠陥多動性障害、解離といった症状を引き起こす。

ADHD

次に、注意欠陥多動性障害(Attention-Deficit-Hyperactivity-Disorder 以下 ADHD)について記す。

ADHD は集中力が無い、気が散りやすいといった症状を示す発達障害のひとつである。ADHD の症状のある子どもは、学校の授業でずっと座ってられないなど、日常生活に重大な影響を及ぼす。

解離

次に解離について記す。

解離とは、脳が目に見える器質的な傷を受けたわけでは無いにもかかわらず、心身の統一が崩れて記憶や体験がバラバラになる現象である。

被虐待児においては、しばしばこの解離という現象を生き残るための方法として用いていることがある。被虐待児は理不尽な暴力などにさらされたりするような体験をした際に、意識を自分から切り離すことによって痛みやつらさを感じないようにしているのである。

以下に解離性障害の分類を図で示す。

解離性健忘	特定の範囲のストレスの強い記憶の想起が不可能になる
解離性とん走	突然、普通の生活から離れて放浪し、その間の記憶が無い
解離性同一性障害	2つ以上の人格状態が存在する
離人症性障害	自分から離れて、あたかも自分が外部の傍観者のように感じている
特定不能の解離性障害	<ol style="list-style-type: none"> 1.解離性同一性障害に類似しているが基準を満たさないもの 2.成人の現実感喪失で離人症を伴わないもの 3.洗脳など長期にわたる強力で威圧的な説得を受けた人に起きる解離状態 4.解離性トランス状態 5.一般身体疾患によらない意識の消失、混迷、またはこん睡 6.ガンサー症候群:質問に対しておおざっぱな応答をすること

(参考文献) 杉山登志郎「子ども虐待という第四の発達障害」

悪影響まとめ

児童虐待による子どもへの悪影響について記載したが、まず愛着障害においては障害の影響として子どもは自身の存在をわからなくなることで主体性が確立できないという点、ADHDと解離においては他者との間に人間関係を築くこと、社会生活に重大な影響を及ぼすものであり、それが主体性確立と同様に子どもの自立を阻害する点で問題である。

あいち小児センターにおける診療をもとにしたデータによれば、被虐待児の50%に反応性愛着障害、20%にADHD、59%に解離性障害の症例がみられている。

これらの障害の悪影響を解消するために、まずは子どもにとって虐待が行われる環境をなくすことが求められる。

さらには、愛着障害については愛着の形成を行うこと、ADHDと解離については虐待環境を無くした上で、必要となれば医療機関による治療を行う必要がある。

2-3. 児童虐待の未然防止

現在、行われている児童虐待防止のための主要政策として乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）と養育支援事業がある。

こんにちは赤ちゃん事業

こんにちは赤ちゃん事業の趣旨は以下の通りである。

1. 事業の目的

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる。このようにして、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るものである。

2. 事業の内容

(1) 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、下記の支援を行う。

[1] 育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行う。

[2] 親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。

(2) 訪問スタッフには、愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子育て経験者等を幅広く登用する。

(3) 訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげる。

3. 実施主体

市町村（特別区を含む。）

(出典) 厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/kosodate12/01.html>

(8/26 閲覧)

この事業は原則全戸訪問を目標としており、平成23年度時点で92.3%の市町村で事業が実施されている。毎年実施率が上昇していることから、現時点においては実施率はさらに上昇していると推定される。

乳児家庭全戸訪問事業を実施していない市町村の場合でも、平成 23 年度の厚生労働省のアンケートによると、母子保健法に基づく訪問事業で対応可能である」「乳児家庭全戸訪問事業以外の同様の事業を既に実施している」との回答が計 96.6%を占めており、殆どすべての市町村において乳児訪問が行われていると推定される。

養育支援訪問事業

こんにちは赤ちゃん事業での訪問時、母子保健事業、妊娠や出産、育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係わる保健医療機関、児童相談所からの通告などにおいて、問題の見受けられる家庭に対しては、養育支援訪問事業が行われている。

この事業の趣旨は以下の通りである。

1. 事業の目的

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る。

2. 事業の内容

家庭内での育児に関する具体的な援助

- ・ 産褥期の母子に対する育児支援や簡単な家事等の援助
- ・ 未熟児や多胎児等に対する育児支援・栄養指導
- ・ 養育者に対する身体的・精神的不調状態に対する相談・指導
- ・ 若年の養育者に対する育児相談・指導
- ・ 児童が児童養護施設等を退所後にアフターケアを必要とする家庭等に対する養育相談・支援

3. 実施主体

市町村（特別区を含む。）

（出典）厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/kosodate09/>

(8/26 閲覧)

この事業において問題が見受けられた家庭に対しては、以下の二通りの方法での対処が試みられる。

[1] 乳児家庭等に対する短期集中支援型

0歳児の保護者で積極的な支援が必要と認められる育児不安にある者や精神的に不安定な状態等で支援が特に必要な状況に陥っている者に対して、自立して適切な養育を行うことができるようになることを目指し、例えば3か月間など短期・集中的な支援を行う。

この場合、保健分野その他の専門的支援が必要となるときは、支援内容・支援方針を検討し、当該専門的支援を担う機関・部署のサービスにつなぎ、児童福祉や母子保健等複数の観点から支援を行う。

[2] 不適切な養育状態にある家庭等に対する中期支援型

食事、衣服、生活環境等について不適切な養育状態にあり、定期的な支援や見守りが必要な市町村や児童相談所による在宅支援家庭、施設の退所等により児童が家庭復帰した後の家庭など生活面に配慮したきめ細かな支援が必要とされた家庭に対して、中期的な支援を念頭に、関係機関と連携して適切な児童の養育環境の維持・改善及び家庭の養育力の向上を目指し、一定の目標・期限を設定した上で指導・助言等の支援を行う。

(出典) 厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/kosodate08/03.html>

(8/26 閲覧)

この事業は平成23年度において62.9%の自治体で実施されており、平成22年度の調査と比較して3.4%増加しており、年々実施率は増加していることから、現時点では実施率はさらに上昇していると推定される。

また、実施していない市町村の場合でも、厚生労働省のアンケートによると、「母子保健法に基づく訪問事業で対応可能である」「養育支援訪問事業以外の同様の事業を既に実施している」との回答が計87.5%であり、人口千人以下の市区町村では、「対象者(家庭)がない」との回答もある。こんにちは赤ちゃん事業と同様に、この事業も同様

の事業とあわせると、事業の実施は殆どの市町村で行われているといえる。

これらの事業が行われているにもかかわらず、現状通告される虐待件数は年間約7万件にもおよんでいるのである。

2-4. 児童虐待発生時における対応

児童相談所への通告という形で虐待が発見されると、児童相談所は一時保護といった対応をとる。児童虐待を受けた子どものなかで引き続き援助を受ける必要のある子ども、施設に入所した子どもに対しては児童相談所の継続的な支援が必要である。

しかし、現状においては、継続的な支援を対応できていない状況にある。平成21年度の総務省調査によると、施設入所児童や継続的な支援が必要であると回答した児童相談所職員（この場合児童福祉司⁴をさす）は91.4%にのぼり、その理由として88.2%の者が「児童福祉司や児童心理司⁵の一人当たりのケース受持件数が多いなど人員配置に余裕がなく、児童に対してきめ細かなケアを行う時間がないから」と回答している。このことから、児童虐待の悪影響が子どもに及ぶことを防ぐためには、児童相談所の職員の増員が必要であるといえる。

死に至る可能性のあるような重度の虐待においても、より早い児童相談所の対応が必要である。早さのみならず、特に重度な虐待においては親からの強制的な引き離しによる保護が必要となる場面があるために、法学的観点からの保護制度の理解も求められる。

2-5. 被虐待児の社会的養護体制

児童虐待の通告を児童相談所で受け、家庭での養育が困難となった被虐待児は、養護施設や里親といった形での養護が行われることになる。通告された虐待児うちおよそ1

⁴ (1) 子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じること

(2) 必要な調査、社会診断を行うこと

(3) 子ども、保護者、関係者等に必要な支援・指導を行うこと

(4) 子ども、保護者等の関係調整（家族療法など）を行うこと

（出典）厚生労働省ホームページ

⁵(1) 子ども、保護者等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によって子ども、保護者等に対し心理診断を行うこと

(2) 子ども、保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導等の指導を行うこと

（出典）厚生労働省ホームページ

割の子どもが社会的に養護される。

虐待を受けた子どもにとって愛着の形成が必要なことは2-2で記したが、そのためには大規模な施設における養護より小規模な家庭的養護が望まれる。大規模施設における養育は、子どもは集団生活の場において複数の職員とふれあうことになるために、愛着を与えてくれる他者とかかわり合う時間数は家庭的な養護よりも少なくなる。

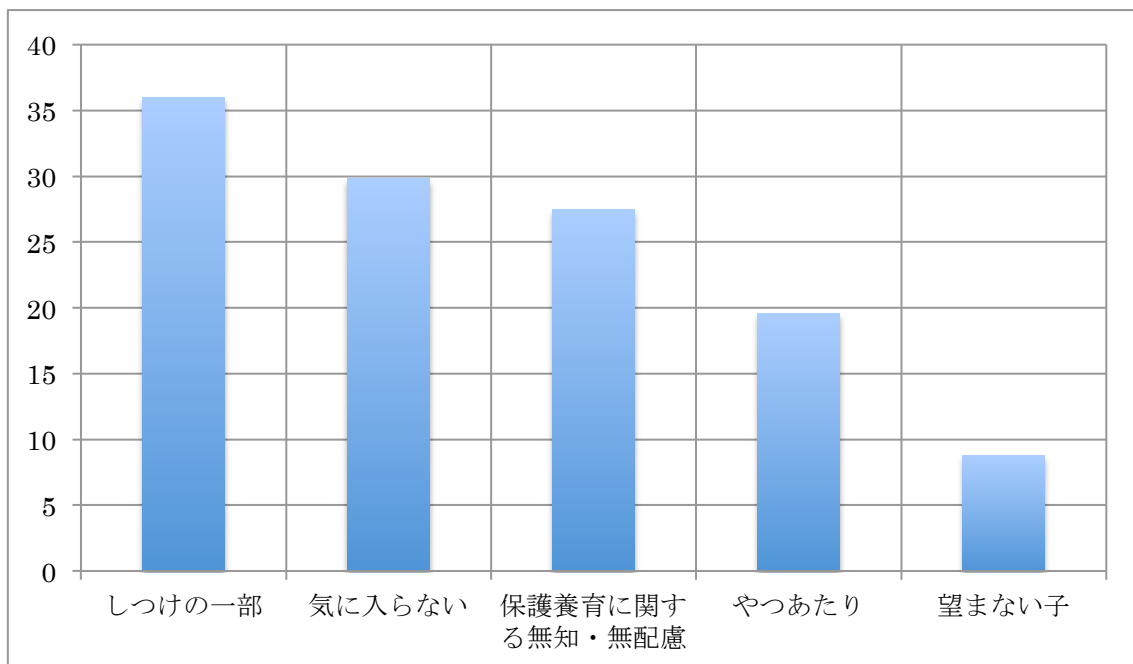
その場合に活用される制度が里親である。厚生労働省によると、「何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度」と定義される。平成25年時点で、里親制度に登録している世帯数は9,392世帯、実際に委託されている世帯は2,971世帯となっており、里親に委託されている子どもの数は4,373人（ファミリーホーム⁶を含む）である。平成23年度の調査では、里子のうち学齢前の児童の数は2,875人である。

一方で、児童養護施設で養護されている約3万人、そのうち被虐待児は53%程度であるので、約16,000人の被虐待児が施設で暮らしていることになる。16,000人のうち、愛着の形成に重大な影響を及ぼすとされる学齢期前の子どもの割合は約45%ということから算出するに、施設にいる約7000人の子どもたちを里親のような環境で養護する必要がある。

3-1. 親が子どもに虐待を行う要因

児童相談所の事例をもとにした調査によれば、親が児童虐待を行う主な要因は以下の通りになっている。

⁶ 里親制度を拡大したかたちで、里親における定員が4人であるのに対し、6人定員となっている。



(参考)「児童虐待とその対策-実態調査を踏まえて-」 より作成

この調査から見られることは、親が虐待を行う要因のなかで主立ったものはすべて、育児に対する養育能力の未熟さや、姿勢に起因しているということである。中でも一番多い要因としてあげられた「しつけの一部」(36%)、また「保護養育に関する無知・無配慮」(27.5%)は、親自身の養育能力の未熟さに起因しており、養育能力の向上が求められる。他の要因、つまり「気に入らない」(29.8%)、「やつあたり」(19.6%)、「望まない子」(8.8%)は育児に対する姿勢が前に向かないことに起因しており、それらが虐待にエスカレートすることを防ぐためには親が前向きに育児をできるようになることが必要であることがわかる。

3-2. 児童虐待の未然防止ができていない要因 (2-3 関連)

2-3 で記載したこんにちは赤ちゃん事業と養育支援訪問事業のふたつの事業の効果については、総務省がその効果の検証を行っている。総務省によると、平成 21 年度にこんにちは赤ちゃん事業、養育支援訪問事業の両方を行っていない 53 市町村では、虐待対応件数が減少している市町村が 13 (24.5%) であるのに対し、増加している市町村は 16 市町村 (30.2%) であった。一方、20 年度には両事業を実施していなかったものの、21 年度に両事業を実施した 20 市町村では、虐待対応件数が増加した 6 市町村 (30.0%) よりも、減少した市町村は 9 市町村 (45.0%) と、減少した市町村の方が多かった。

上記の調査から、ふたつの事業は虐待発生を減少させるために有効であるといえる。しかし、これらの事業は虐待要因の発見が、訪問員の個人的な判断と裁量に任せられやすいことから、虐待の発見をより促進するためには、家庭状況を定量化、定量化した分析を行い、それに基づいた対応を保健所など各種連携機関が行うことも必要である。

また、こんにちは事業について、対象家庭への全戸訪問を達成している自治体は、厚生労働省の平成 24 年度調査では全体の 28%程度に過ぎなかった。これについては、訪問できなかった家庭に対して、97.1%の市町村では何らかの状況把握を別途に行っているが、その機会として 88.2%が「乳児健康診査や予防接種等の保健事業の実施時」に行われていると答えている。

このことから考えると、乳児検診の場において、親に潜在する虐待要因を効果的に調査することが、虐待の発生リスクを無くすために一番効果的である。

3-3. 人員不足 (2-4 関連)

平成 21 年度の総務省の調査によると、児童相談所職員のひとりあたりの対応件数は平均で 30.8 件となっている。一方で、同調査における児童相談所職員（以下児童福祉司をさす）が考える妥当なひとりあたり対応件数は「10 から 20 件未満」との回答が最も多く 32.4%になっていた。「10 件未満」の 30.2%「20 から 30 件未満」の 21.2%の回答もあわせると、80%以上の児童福祉司が現在よりも少ない対応件数が適切と答えていることになる。

また、同調査によると、児童福祉司の 94.0%が現状の対応状況に負担を感じており、適切な職員数についても、「現状の 2 倍程度の配置」(43.4%)、「現状の 1.5 倍程度の配置」(29.5%)、「現状の 3 倍程度の配置」(20.6%)と回答している。つまり全体の 93.5%の児童福祉司が、少なくとも現状の 1.5 倍以上の職員数が必要であると答えている。

年々職員数は増加しているものの、児童虐待通告件数の上昇から考えると、依然として不足している現状にある。

3-4. 里親拡充ができない原因 (2-5 関連)

里親が足りていない理由として、里親側の家庭が子どもを受け入れられない状況がある。調査によると、里親登録世帯のうち、里親を拡大した形であるファミリーホームへの移行の「意思がある」と回答した割合は18.3%であった。さらには、ファミリーホーム設置にあたり、希望する支援として55.3%の者が住宅の改築支援と回答していた。つまり、住宅を増改築する余裕が無いことにより、子どもを受け入れられない状況があるのである。

4-1. 育児プログラム「PPP」(3-1 関連)

育児能力の低さや姿勢の改善が児童虐待発生要因としてあることは3-1において記したが、そこで導入する育児支援プログラムとして求められることは、単なる育児知識の教授ではなく、親と子どもとの間で問題が生じた場面でそれを解決すべく向き合っていけるようになる性質のものであるということである。

ここにおいて導入する育児プログラム「PPP」はPositive Parenting Programの略で、従来のプログラムと比較して親が子育てに前向きになれるようになることに主眼がおかれている。具体的には、従来のように単に育児知識を教えるといったことのみならず、子どもが問題行動をした場合において、それに対処する方法を考えるといったことである。

実際にこのプログラムを受講した32名のアンケートにおいて、負担感が軽く、あるいは非常に軽くなったという答えが81%、子どもが言うことを聞かない時の対処法が増えた、あるいは非常に増えたということ答えが100%であったことから、親の育児知識の増加と、姿勢の両方に包括して有用なプログラムであるといえる。

4-2. スクリーニング(3-2 関連)

乳幼児期における検診の受診割合が90%前後であることを鑑み、スクリーニングを行う。スクリーニングとは、親にアンケートを行い、虐待につながりうる因子を得点化することで早期発見し、虐待を予防しようというものである。

これによって、南多摩保健所地域の市では、実際に約2割の虐待ケースを継続支援につなげることが可能となっている。

4-3. 児童相談所職員の増員(3-3 関連)

3-3で記載したように、職員が事例対応に余裕をもち対応できるようにするために児童相談所職員の増員が必要である。

児童福祉司について、増員すべき人数は各県、政令市の児童相談所によって異なるが、ひとりあたり対応件数が20件程度になるように最低でも1.5倍の増員が必要である。

また、児童福祉司の増員のみならず、児童相談所に弁護士を配置することも必要である。特に死亡にかかわるような虐待事例の場合、児童相談所は児童虐待防止法9条の7に定められた「強制的に家に立ち入り捜索する権限」⁷を行使する必要があり、法

⁷ 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検又

的な判断に基づき家に立ち入り子どもを救う必要がある。

実際に、全国に先駆けて弁護士を配置した福岡市では、子どもを虐待から一時保護した際に学校や病院に対しての法的説明が円滑に進められ、家庭への立ち入り調査の適法性を即時に判断することが可能になっている。

4-4 里親拡充のための支援 (3-4 関連)

3-4 で里親を拡充するために住宅の増改築支援が必要であると記した。

そこで里親登録世帯のうち、ファミリーホームへの改築のために資金が必要な者に対して支援を行う。

里親に登録しているものの、受け入れていない家庭の18%のうち、55%の家庭が増改築を行うことによりファミリーホームを設置することができる考えると、約640世帯ほどのファミリーホームを新たに設置できる。一世帯あたりの定員が6人であるので、新たに約3800人の子どもを受け入れられる。また、愛着形成が基本的に学齢前(6歳頃)までに行われることを鑑みて、現在委託されている里親に関しても優先的に学齢前の子どもの受け入れるようにして、施設入所しかできない子どもを除き里親のもとで養護されるようにする。

参考文献

- 杉山登志郎 (2007) 『子ども虐待という第四の発達障害』 学習研究社
- ヘネシー・澄子 (2004) 『子を愛せない母 母を拒否する子』 学習研究社
- ピーター・フォナギー (2008) 『愛着理論と精神分析』 誠信書房
- カール・ハインツ・フリッシュ (2008) 『アタッチメント障害とその治療 理論から実践へ』 誠信書房
- 久保田まり (1995) 『アタッチメントの研究』 川島書店
- 川崎二三彦 (2006) 『児童虐待-現場からの提言』 岩波新書
- 萩原玉味・岩井宜子 (1998) 『児童虐待とその対策-実態調査を踏まえて』 多賀出版
- 東京都南多摩保健所 (2003) 『子どもの虐待予防活動の展開熟読本～保険師活動の原点を振り返る～』
- 東京都南多摩保健所 (2004) 『子どもの虐待予防スクリーニングシステム活用の手引き (第二版)』

は検索をするに当たって必要があるときは、錠をはずし、その他必要な処分をすることができる。

参考 URL

厚生労働省ホームページ 児童虐待防止対策

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/index.html

厚生労働省ホームページ 第2章 児童相談所の組織と職員

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv11/01-02.html>

総務省ホームページ 第3 政策効果の把握の結果

http://www.soumu.go.jp/main_content/000142662.pdf#search='乳児家庭全小訪問事業+効果'

総務省ホームページ 第2 調査結果の概要

http://www.soumu.go.jp/main_content/000093404.pdf#search='児童相談所+不足'
ファミリーホームの現状に関する調査 結果概要

<http://homepage2.nifty.com/~shirai/html/family%20home%20report%202013.PDF>

4. 子どもの虐待予防スクリーニングシステムを基盤とした 乳児健康診査の整備・定着支援

http://www.daido-life-welfare.or.jp/research_papers/19/welfare_14.pdf